



ペリージョンソン ラボラトリー アクレディテーション インク

認 定 証

ペリージョンソン ラボラトリー アクレディテーション インクは、
下記の試験所を審査しました。

一般財団法人 ニッセンケン品質評価センター エコテックス事業所
〒111-0051 東京都台東区蔵前 2-16-11

ここに本組織が、以下の認知された国際規格に基づき、認定されたことを証します。

ISO/IEC 17025:2017

本認定により、以下の範囲及び試験所品質マネジメントシステムの運営における技術的能力を
実証するものとします。(2017年4月発行 ISO-ILAC-IAF 共同コミュニケに準ずる)

金属、非金属及びペイント中の鉛の分析、繊維製品、樹脂製品等の特定芳香族アミン(24種)の検出試験
及び繊維製品、樹脂製品等のフタル酸エステル(8物質)の検出試験
(詳細は付属書に記述)

上記試験及び/又は校正サービスに対する認定資格は本認定証内で言及された住所のみを対象とする。本認定は、
上記規格の認定を管理するシステム規定に従い授与され、組織はその規定を遵守し、認定機関の任務を尊重する
ことをここに誓約する。

尚、本認定証は日本語翻訳版であり、英文の認定証を正式のものとする。

PJLA

初回認定日 発行日 認定証有効期限
2012年5月15日 2020年5月7日 2022年5月31日

認定番号 認定証番号
71517 L20-265

トレーシー サーツェン
プレジデント/オペレーションマネージャー
Perry Johnson Laboratory
Accreditation, Inc. (PJLA)
755 W. Big Beaver Rd., Suite 1325
Troy, Michigan 48084

この認定証の有効性は、持続された認定に基づく継続審査を通して維持されています。
その有効性は、PJLA ウェブサイト(www.pjla.com)でご確認いただけます。

尚、本認定証は日本語翻訳版であり、英文の認定証を正式のものとする。



認定証付属書

一般財団法人 ニッセンケン品質評価センター エコテックス事業所
 〒111-0051 東京都台東区蔵前2-16-11
 山崎 利明 Tel: 03-5809-2810

本認定を、上記組織の実施する下記試験について授与する。

試験分野	試験された 品目、材料、製品	試験の内容または 測定された属性	適用された仕様、規格に 規定された方法または手法	範囲および 検出限界
化学的 ^F	金属、非金属	鉛	16 CFR Part 1303 (CPSC-CH-E1001-08(金属)、 CPSC-CH-E1002-08(非金属)、 CPSC-CH-E1003-09(ペイント・ 塗料))に基づく「手 鉛含有試験」 ICP発光分析装置	政令基準 100 mg/kg
	ペイント			90 mg/kg
	繊維製品 樹脂製品 着色料	特定芳香族アミン(24種) 4-アミノジフェニル ベンジジン 4-クロロ- <i>o</i> -トルイジン 2-ナフチルアミン <i>o</i> -アミノアゾトルエン 2-アミノ-4-ニトロトルエン <i>p</i> -クロロアニリン 2,4-ジアミノアニソール 4,4'-ジアミノビフェニルメタン 3,3'-ジクロロベンジジン 3,3'-ジメトキシベンジジン 3,3'-ジメチルベンジジン 3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノ ジフェニルメタン <i>p</i> -クレシジン 4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロア ニリン) 4,4'-オキシジアニリン 4,4'-チオジアニリン <i>o</i> -トルイジン 2,4-トルイレンジアミン 2,4,5-トリメチルアニリン <i>o</i> -アニシジン 2,4-キシリジン 2,6-キシリジン 4-アミノアゾベンゼン	JIS L 1940-1 繊維製品-アゾ色素由 来の特定芳香族アミンの定量方法- 第1部：繊維の抽出及び非抽出によ る特定アゾ色素の使用の検出 に基づく手順書 「手 特定芳香族アミン試験(JIS L 1940-1)」及び JIS L 1940-3 繊維製品-アゾ色素由 来の特定芳香族アミンの定量方法- 第3部：4-アミノアゾベンゼンを 放出する特定アゾ色素の使用の検出 に基づく手順書 「手 4-AAB 試験(JIS L 1940-3)」 GCMS LCMS	政令基準 30 mg/kg



認定証付属書

一般財団法人 ニッセケン品質評価センター エコテックス事業所
 〒111-0051 東京都台東区蔵前 2-16-11
 山崎 利明 Tel: 03-5809-2810

本認定を、上記組織の実施する下記試験について授与する。

試験分野	試験された 品目、材料、製品	試験の内容または 測定された属性	適用された仕様、規格に 規定された方法または手法	範囲および 検出限界
化学的 ^F	繊維製品 樹脂製品	フタル酸エステル(8物質)	CPSC-CH-C1001-09.4に基づく 手順書 「手 CPSCフタレート試験 (CPSC-CH-C1001-09.4)」 GCMS	政令基準 1000 mg/kg
		ジブチルフタレート [DBP]		
		ジ(2-エチルヘキシル)フタレート [DEHP]		
		ベンジルブチルフタレート [BBP]		
		ジイソノニルフタレート [DINP]		
		ジイソブチルフタレート [DIBP]		
		ジ-n-ペンチルフタレート [DPENP]		
		ジ-n-ヘキシルフタレート [DHEXP]		
ジシクロヘキシルフタレート [DCHP]				

上付き文字"F"は、試験所が固定された位置で示されたパラメータの試験を実行することを意味している。

(例："Outside MicrometerF"は、試験所が固定された位置でこの試験を行うことを明確にしている。)